

省エネ家電購入支援事業業務委託仕様書

1 委託業務名

省エネ家電購入支援事業業務委託

2 事業の目的

エネルギー価格の高騰を踏まえ、省エネ性能の高い家電製品の購入を支援することにより、家庭における省エネルギーの促進による温室効果ガスの削減とエネルギー費用負担の軽減を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和6（2024）年11月29日（金）まで

4 業務の内容

以下の仕様に基づき本事業に係る業務を行うこととし、詳細については企画提案内容を基に委託者と受託者が協議し、調整の上、決定すること。

（1）キャンペーンの概要

ア 名称

「みえデコ活促進！」省エネ家電購入応援キャンペーン（仮）

イ 概要

実施期間中、対象店舗において対象製品（新品に限る。）を合計5万円（税抜）以上購入した者に対し、合計購入額（税抜）に応じたポイント等を交付する。ただし、申請者1人につき、1回限りの申請とする。

ウ 対象者

三重県内にある対象店舗にて対象となる省エネ家電を購入（インターネット購入は除く）した三重県民（個人）

エ 対象製品及び対象基準

支援対象とする製品及び基準は次のとおりとする。

- ① 令和4年9月改正前の基準に基づく統一省エネラベル4つ星以上のエアコン、または、改正後の基準に基づく統一省エネラベル3つ星以上のエアコン
- ② 統一省エネラベル3つ星以上の冷蔵庫・冷凍庫
- ③ 統一省エネラベル4つ星以上のLED照明器具
- ④ 統一省エネラベル4つ星以上の電気温水機器（エコキュート）

オ 委託料

558,301,000円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。委託料のうち、

ポイント等交付額は 420,670,000 円以内（非課税）とし、実績に応じて変更するものとする。

(2) 事業の実施期間

対象製品の購入がポイント等交付の対象となる期間（購入対象期間）、ポイント等交付申請受付期間及びポイント等付与期間は、以下を基本とし、委託契約締結後、委託者との協議により決定するものとする。

なお、ポイント等交付申請受付期間については、期限を待たずポイント等の予算上限に達した場合は、その時点で申請受付を終了するなど、ポイント等の交付状況等により、委託者と受託者の協議により期間を変更する場合がある。

ア 購入対象期間

令和 6（2024）年 3 月下旬頃から令和 6（2024）年 8 月末まで

イ ポイント等交付申請受付期間

令和 6（2024）年 4 月上旬頃から令和 6（2024）年 9 月中旬頃まで

ウ ポイント等付与期間

令和 6（2024）年 4 月下旬頃から令和 6（2024）年 9 月下旬頃まで

(3) 事務局の設置

受託者において、以下のア～エに基づき事務局を設置し、事業の実施に必要な人員、設備等を配備の上、業務の運営や委託者との連絡調整を行うこと。

ア 事務局は、受託者が確保する場所において設置すること。

イ 事務局に、業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。

ウ 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配・確保すること。

エ 事務局は、早期終了が見込まれる場合の対応調整を行うこと。

※申請方法の違いによって、申請にかかる時間に差異が出ることを考慮すること。

(4) 専用サイトの設置及び維持・管理

ア 事業に係る専用サイト（ホームページ）の設置

次の内容・機能を有する専用サイトを購入対象期間開始までに設置し、令和 6（2024）年 11 月 20 日（水）までの間、適切に維持・管理すること。なお、公開終了後も、サイト情報については委託契約が終了するまでの間、保持すること。

① 専用サイトの内容（委託者と協議して内容を決定すること。）

- ・ 事業内容の告知
- ・ 省エネ家電導入のメリットを伝える内容
- ・ 省エネ家電の購入を含む、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしに関する内容
- ・ 対象店舗リスト（みえ省エネ家電推進協力店舗）の閲覧・検索
- ・ 対象製品リストの閲覧・検索
- ・ キャンペーンへの参加を希望する店舗からの「みえ省エネ家電推進協力店舗」への申請案内（申請登録は委託者が行います。）

- ・対象製品購入者からのポイント等交付申請受付
- ・申請者に分かりやすく申請方法を伝える内容
- ・質問事項の受付、FAQ（よくある質問事項）の掲載
- ・三重県が公開している脱炭素セミナー動画等の、委託者が指定する情報の掲載
- ・ポイント等の申請状況について、消化割合や予算残額等の掲載
- ・店舗向けお知らせ

② 専用サイトの要件

- ・利用者が閲覧しやすいものとする。特に、スマートフォン等の小型の端末で閲覧した場合に適切な表示サイズ、レイアウト等に変更される等、スマートフォンユーザーにも配慮したものとする。
- ・Windows、MacOS、iOS、Android の OS に対応する主要なブラウザ（Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari 等）で閲覧可能であること。
- ・個人情報を取り扱うことから、システムのセキュリティ対策については、最新の情報を基に万全の対策を実施すること。
- ・専用サイトの作成に当たっては、構成・デザイン等の案を委託者に提出の上、委託者と協議して内容を決定すること。
- ・三重県ウェブアクセシビリティ方針をふまえ、高齢者や障がい者を含めて、誰もがウェブサイトで提供される情報や機能を支障なく利用できるよう、アクセシビリティを確保すること。

（参考）三重県ウェブアクセシビリティ方針

<https://www.pref.mie.lg.jp/KOHO/HP/guide/index.htm>

イ 三重県管理用画面の設置

- ① 随時のポイント等交付状況が確認できる管理用画面を用意し、日別、店舗別、品目別、ポイント種類別等の区分ごとに最新のポイント等交付件数・額が確認できるようにすること。
- ② 専用サイトへのアクセス数が確認できるようにすること。
- ③ 三重県管理用画面は、委託者の担当者以外の者が閲覧できないようにすること。

(5) コールセンターの設置及び運営

キャンペーンに関する各種問い合わせに電話対応するコールセンターを設置し、その運営を行うこと。なお、コールセンターについての基本的事項は以下のとおりとすること。

ア コールセンターの開設期間

次の①及び②の期間中の午前 10 時から午後 6 時までとする（土日祝日を含む）。

① 店舗向けコールセンター

4（7）イに定める対象店舗への印刷物等の送付又は説明を開始した日から令和 6（2024）年 10 月 4 日（金）まで

② 利用者向けコールセンター

キャンペーンの告知開始日から令和6(2024)年10月11日(金)まで

イ 共通事項

- ① コールセンターの運営に必要な電話設備、メールアドレス、問い合わせフォーム等の一切については受託者が用意すること。
- ② 頻出する問い合わせ事項についてはFAQとしてまとめ、専用サイト上に掲載すること。
- ③ FAQの内容は、随時更新することとし、内容について事前に委託者の承認を得ること。
- ④ コールセンターの勤務人数、対応件数、主な対応内容等を報告すること。なお、報告頻度は週に1回とする。

(6) キャンペーンに係る広報

広報に当たっては以下で示す点を考慮して、専用サイトへのコンテンツ掲載や、ポスター、チラシ等の広報物の作成・配布、各種メディアを活用した事業周知等、県民及び店舗等へ効果的な広報を行い、事業の認知度向上を図ること。

ア 広報物の作成

キャンペーンのロゴ、チラシ、ポスター等を作成すること。またオンライン広報物(バナー等)を作成すること。各種仕様については委託者と協議のうえ決定する。なお、広報物の作成には、キャンペーンに係るもののほか、キャンペーン後も省エネ家電の購入等を促すために用いることができる広報バナー等の広報物の作成、提出を含めること。

イ 広報の実施

民間媒体を活用した広報を企画提案し、委託者と協議のうえで実施すること。

ウ 広報のポイント

- ① タイミング(キャンペーン開始時期や、夏場に向けた販売時期等の考慮)
- ② 世代等のターゲットを意識した媒体の活用や内容の工夫

エ 早期終了時の周知・広報

4(3)エの調整結果に基づき、対象店舗及び県民に周知すること。

(7) キャンペーン対象店舗に係る対応

ア 対象店舗

対象店舗は、「みえ省エネ家電推進協力店舗」登録店舗とする。

委託者が登録を行うため、委託者からの情報提供を基に登録店舗を随時専用サイトへ掲載すること。また、その情報は県内市町ごとに区分けし、地図を合わせて表示させる等、閲覧しやすく、かつ検索ができるように掲載すること。

イ 対象店舗への印刷物等の送付及び説明

対象店舗へ購入対象期間開始までに次の①～④の印刷物等を作成し、送付するほ

か、対象店舗へ本事業の説明を行うこととし、説明については、事業内容や依頼事項を盛り込んだ説明動画を用意する等、対象店舗が内容を確認できるよう工夫を施すこと。

また、追加で登録のあった店舗に対しても、適宜速やかに送付し、本事業の説明を行うこと。

なお、購入対象期間までに送付が難しい等の場合は、委託者との協議により決定できるものとする。

- ① キャンペーンの趣旨及び内容並びに対象店舗において必要なオペレーションを説明するマニュアル
- ② 対象製品購入者がポイント等の交付を申請する際に入力が必要となるコードを付したチケット（以下「キャンペーンチケット」という。）
- ③ キャンペーン用ポスター、チラシ、POP等（データ媒体を含む）
- ④ 委託者から受託者にあらかじめ送付するデータにより作製する印刷物

(8) 対象者へのポイント等交付

ア 対象製品リストの作成・更新

- ① 受託者は委託契約締結後速やかに、委託者が指定する対象基準に該当する対象製品リスト（エクセルファイル等）を作成し、委託者に提出すること。
- ② 受託者は、専用サイトに対象製品リストを掲載し、1週間に1回以上の頻度で当該リストを更新すること。
- ③ 対象製品リストの更新に当たっては、「省エネ型製品情報サイト（<https://seihinjyoho.go.jp>）」に掲載される製品のうち、委託者が設定する条件に該当する製品を抽出すること。ただし、エアコンの目標年度2010年製品リスト（令和4年9月改正前の基準に基づく統一省エネラベルにて評価されている製品リスト）については、令和6年3月31日にサイト内から情報が削除されるため、4月以降も検索できるようにすること。

イ ポイント等の種類

キャッシュレス決済サービスのポイント（以下「ポイント」という。）5種類以上及び商品券又は汎用型プリペイドカード（以下「商品券等」という。）を1種類以上選択できること。（ポイント及び商品券等を総称し、以下「ポイント等」という。）

ウ ポイント等の交付額

対象製品の合計購入額（税抜）に応じた交付額とする。

- ① 合計15万円以上の購入 3万円分
- ② 合計10万円以上15万円未満の購入 2万円分
- ③ 合計5万円以上10万円未満の購入 1万円分

エ ポイント等交付に係る手続き

ポイント等の交付申請手続は、原則専用サイトからのオンライン申請とするが、オ

ンラインによらない書面による申請にも対応できるようにすること。

また、申請方法の決定に当たっては、転売目的の購入等不正な申請を防ぐための措置を講ずるとともに、事業の趣旨を踏まえ、利用する者にとってできる限り簡単かつ分かりやすい方法とすること。

① ポイント等交付の流れ

- i 対象店舗は、対象製品購入者にキャンペーンチケットを交付
- ii 購入者がパソコン、スマートフォン等から専用サイトにアクセスし、必要情報を入力
- iii 事務局において申請データを受信し、内容を審査
- iv 申請内容が適当と認められる場合は、ポイント等の交換に必要なコード番号等を購入者に電子メール等にて送信（商品券等を選択した場合は郵送）

※ i ～ ivについては、オンラインによらない書面による申請にも対応できるようにすること。

② 申請時に入力又は添付が必要となる項目

次にある申請時に入力が必要となる項目及びポイント付与時に入力が必要となる項目について、申請フォーム等に設定すること。なお、キャンペーン開始前に下記の i ～ iv に記載した項目以外に必要なが生じた場合は、甲乙協議により追加することができるものとする。

【申請時に入力が必要となる項目】

- i 申請者情報
氏名、フリガナ、年代（※）、住所、電話番号、メールアドレス
- ii 購入情報
購入識別コード番号、対象製品購入日（※）、購入店舗（※）、買い替え又は新規購入（※）、購入品目（※）、製品型番（※）、対象製品の購入金額、買い替えの場合における今までの使用製品の購入年（※）、製品型番（任意）
- iii 添付資料
購入した対象製品のレシート画像、購入した対象製品のメーカー保証書の画像、現住所がわかる本人確認証（免許証、保険証、パスポート等）の画像
- iv その他
委託者が設問を指定するアンケートへの回答、その他委託者が指定する項目
※についてはプルダウン等による選択式とすること。

オ ポイント等交付申請に係る審査

受託者は、対象製品購入者からポイント等の交付申請があったときは、キャンペーンチケットによりポイント等交付の対象であることを確認の上、申請データに係る入力内容及び添付書類に基づき、以下の i ～ vi について審査を行うこと。

【審査項目】

- i 必要項目（添付書類含む）に不足がないこと。
- ii 購入品が対象製品であり、新品購入であること（入力、レシート、保証書により確認）。
- iii 購入日が対象期間内であること（入力、レシート、保証書により確認）。
- iv 購入先が対象店舗であること（入力、レシート、保証書により確認）。
- v 申請者が三重県民であること（本人確認証、入力により確認）。
- vi 購入品や申請者が、過去の申請と重複していないこと（入力により確認）。

なお、ポイント等交付受付終了時に申請の応募者多数となった場合は、抽選によって交付対象者を決定すること。

カ ポイント等の交付

審査の結果、適当と認めるものについては、有効な申請があった日から起算して2週間程度以内に申請者に対しポイントの交換に必要なコード番号等又は商品券等を交付すること。

なお、申請内容や添付書類に不備がある等の場合には、申請者に確認の上、入力内容の修正や添付書類の追加提出を受け付ける等の対応を行うものとするが、ポイント等の交付が不適と認められる申請については、申請者に対し、ポイント等交付が不可の旨及びその理由について、電子メール等により通知すること。

(9) アンケートの実施

申請時に、申請者に対して、今回のキャンペーンへの応募動機や脱炭素につながる新しい豊かな暮らしにおける申請者の意識調査などのアンケートを実施し、集計すること。

また、ポイント等交付申請受付終了後に、対象店舗に対して、省エネ家電の販売方法に関する意識の変化や買い替え促進効果などのアンケートを実施し、集計すること。

なお、アンケート内容は委託者が設問を指定するものとし、事前に委託者と調整すること。

(10) 事業の効果検証

ポイント等付与期間終了後、以下の事項をまとめた報告書、集計データを委託者に提出すること。

ア 本事業の効果について、「省エネ製品買換ナビゲーション しんきゅうさん」

(<https://ondankataisaku.env.go.jp/shinkyusan/>)、環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算出手法編）」、資源エネルギー庁「省エネポータルサイト（https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/index.html#general-section）」等を活用して、全ての買い替えにおける購入情報から、温室効果ガスの排出量削減効果及び消費電力削減効果を集計したもの

イ 本事業の効果について、ポイント等の付与を受けた者の申請情報及び対象店舗へのアンケート結果を踏まえ検証した結果

ウ 申請状況及びポイント等付与状況について購入品目、店舗（規模・業種別）、住居エリア等で集計したもの

エ 広報媒体毎の宣伝効果を示したもの

(11) スケジュール

事業実施に係るおおよそのスケジュールは以下のとおりとする。なお、詳細の日程は、委託者と受託者が協議の上、決定する。

令和6（2024）年2月中～下旬頃	受託事業者決定、委託契約締結
令和6（2024）年3月下旬頃	購入対象期間開始
令和6（2024）年4月上旬頃	ポイント等交付申請受付開始
令和6（2024）年9月中旬頃	ポイント等交付申請受付終了（状況により変更の可能性あり）
令和6（2024）年11月29日まで	受託者から委託者へ実績報告書を提出

(12) その他

ア （1）～（11）の内容に関わらず事業の実施に際し必要な費用はすべて委託金額に含むものとする。

イ 委託契約締結後、速やかに業務実施に係るスケジュール及び体制表を作成し、委託者へ提出すること。

ウ キャンペーンに関して不正等が疑われる状況等が生じた場合には、速やかに委託者に報告し、対応について協議するものとする。

エ 委託者は、必要と認めるときは、受託者からの請求に基づき、業務委託料の概算払をすることができる。また、受託者は、概算払により支払を受けた後、業務委託料の金額が確定したときは速やかに精算を行い、概算払精算書を委託者に提出しなければならない。

5 成果品の提出等

(1) 成果品

本業務に関する報告書を紙媒体2部、電子媒体（DVD-R等）2部を委託者に提出すること。報告書には、次の項目を必ず含めること。

ア 委託業務の実施内容（コールセンターの運営実態、対応件数、対応内容を含む）

イ 事業の効果検証結果

ウ 委託業務にかかる経費の内訳

エ その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料（業務実施にあたり収集及び作成したデータ、広報物データ等）

(2) 提出期限

令和6（2024）年11月29日（金）

6 その他

- (1) 受託者は、本業務の目的を十分に理解した上で業務を遂行すること。
- (2) 本業務の実施に当たり、委託者と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。また、委託者は、必要に応じて、受託者に報告を求めることができるものとする。
- (3) 受託者は、委託者の承認を得ないで委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を委託者に提出し、委託者の承認を得た場合はこの限りではない。
- (4) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (5) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (6) 受託者は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず委託者に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じたとき、又は本仕様書により難しい事由が生じたときは、両者協議により決定すること。
- (8) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等の遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (9) 受託者が（8）のイ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (10) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。
- (11) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって委託者に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を

行使しないものとする。そのほか、県のホームページに掲載等のため、二次利用について承諾するものとする。

- (12) 本業務にあつては、契約締結時における国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達等の推進に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）の「会議運営」の判断の基準を満たすこととする。

<基本方針URL>

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>